

港 湾 荷 役 料 金 表（沿岸荷役料金）

（総トン数500トン未満の小型船荷役料金を除く）

I. 適 用 範 囲

この港湾荷役料金（沿岸荷役料金）は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基 本 料 金

接岸本船船側・はしけ内 ←→ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

（1トンにつき 単位円）

品目				金 額		
				接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場内	接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入		6 7 0	5 3 6	
		空		5 6 9	4 5 5	
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング			1, 0 1 4	8 1 1	
	ノックダウン自動車			7 8 8	6 3 0	
	完 成 車(重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)					
	完 成 車(重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)			1, 1 9 2	9 5 4	
包 装 品	袋 物			1, 4 3 7	1, 1 5 0	
	ベ ー ル 物			1, 4 2 0	1, 1 3 6	
	カートン ケ ー ス クレート	雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)		1, 4 5 7	1, 1 6 6	
		機 械 類(1個当り5トン以上のもの)		1, 1 9 2	9 5 4	
		青 果 類		1, 2 6 2	1, 0 1 0	
		冷凍品・冷蔵品		—	1, 5 5 6	
有 姿 貨 物	タ イ ヤ			9 4 2	7 5 4	
	巻 取 紙(内地産)			1, 0 5 9	8 4 7	
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米 国 材	9 2 9	7 4 3
				南 洋 材		
				北 洋 材	9 1 1	7 2 9
				製 材	9 4 9	7 5 9
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)			1, 4 8 4	1, 1 8 7	
	鋼 材	一 般 鋼 材 (口径12インチ未満の鋼管含む)		1, 2 2 3	9 7 8	
		鋼 管 (口径12インチ以上のもの)		1, 0 4 0	8 3 2	
		コ イ ル				
石 材			1, 0 2 8	8 2 2		
撒 貨 物	小 麦					
	肥 料 原 料			1, 0 2 1	8 1 7	
	鉍 礦 石 (粉)					
	鉍 礦 石 (塊)			1, 2 1 8	9 7 4	
	特 殊 鉍 礦 石					
砂 糖			9 5 0	7 6 0		

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。
ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場内」の場合

(イ) 接岸本船船側 ↔ 上屋・野積場内の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内 ↔ 上屋・野積場内の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

② 「接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場前」の場合

(イ) 接岸本船船側 ↔ 上屋・野積場前の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内 ↔ 上屋・野積場前の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。
ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
土曜日荷役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く。）における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割 引 料 金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%

② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

① 3ヶ月以上の長期契約があること

② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること

③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

4. 待 機 料 金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	4人～ 6人 (5人)	7人～ 9人 (8人)	10人～ 12人 (11人)	13人～ 15人 (14人)	16人～ 18人 (17人)	19人～ 21人 (20人)
昼 間 (8時30分から 16時30分まで)	20,500	32,760	45,050	57,340	69,620	81,920
半 夜 (16時30分から 21時30分まで)	31,890	50,960	70,080	89,200	108,300	127,430

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	4人～ 6人 (5人)	7人～ 9人 (8人)	10人～ 12人 (11人)	13人～ 15人 (14人)	16人～ 18人 (17人)	19人～ 21人 (20人)
昼間 (8時30分から 16時30分まで)	162,630	259,900	357,400	454,900	552,320	649,900
半夜 (16時30分から 21時30分まで)	162,630	259,900	357,400	454,900	552,320	649,900

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。
ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6. 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

- (1) 上屋内（コンテナフレートステーションを含む）の貨物をその上屋内又は、戸前でコンテナに詰めるまでの作業。
- (2) コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内（コンテナフレートステーションを含む）に拼付けるまでの作業。

(1トンにつき 単位円)

袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	2, 473
雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの） 及びこれらに類似した作業能率のもの	2, 217
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類（1個当り5トン以上のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	1, 986

7. 看貫作業料金

本料金は、貨物の看貫作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。
ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

8. 仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

9. はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の8割とします。

10. 上屋保管料金

- (1) 本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。
- (2) 本料金表に記載のない貨物については類似した保管内容（坪当りの収容トン数）の料金を適用します。
- (3) 本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

(1日1トンにつき 単位円)

貨物分類	区分	私設上屋の場合	公共上屋の場合
コンテナ（野積場）		13	9
繊維原料類		57	43
青果		57	43
窯製品		68	57
その他の貨物		100	81

- (注) 1. 公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。
2. コンテナについては、野積場置き料金の料金をとします。
3. 定温保管を要する貨物については、本料金の8割増、また、くん蒸を要する貨物については、本料金の2割増とします。

11. 分担金等

区分	金額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき 4円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物（一律）1トンにつき 1円50銭
(3) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき 3円50銭

12. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

13. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

14. その他

- (1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

は し け 運 送 料 金 表

I. 適用範囲

このはしけ運送料金は、港湾内又は指定区間において、はしけにより、本船船側 ↔ 沿岸間又は、沿岸 ↔ 沿岸間の貨物の運送を行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基 本 料 金

(1トンにつき 単位円)

品 目	金 額		
	港 湾 内 運 送		指定区間運送
	通常の港湾内	特定地区との間	
ユニタイズ貨物 一般包装品 有 姿 貨 物	1, 2 5 8	1, 5 9 1	① 1, 9 2 4
			② 2, 2 5 8
撒 貨 物	1, 1 3 5	1, 4 6 9	① 1, 8 0 2
			② 2, 1 3 5

① 特定地区は、東京港地区は、隅田川勝どき橋上流、荒川葛西橋上流、豊洲運河各地区及び横浜港地区は、川崎港、根岸湾地区とします。

② 指定区間は、①東京港と横浜港、川崎港及び千葉港との間、②横浜港と千葉港との間とします。

(1) 作 業 範 囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

① 本船船側 ↔ 沿岸間における運送の場合

本船船側に繋留されたはしけ内においてフックをはずされた貨物を運送可能な状態に積み付けし、これを運送し、貨物揚河岸に繋留するまで、又は貨物積み河岸に繋留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、本船船側においてフックをかけられる状態にするまでの作業とします。

② 沿岸 ↔ 沿岸間における運送の場合

貨物積み河岸に繋留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、貨物揚河岸に繋留するまでの作業とします。
なお、荷繰作業に際し、はしけを使用する場合の作業を含みます。

2. 割 増 料 金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出しこれらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 運 送	16時30分から21時30分までの間における運送	基本料金の 4 割増
日 曜 日 ・ 祝 祭 日 運 送	日曜日・祝祭日における運送	基本料金の 3 割増

3. はしけ内荷捌料金

本料金は、本船船側におけるはしけ内の荷捌作業に適用します。
(1トンにつき単位円)

品 目	金 額
一 般 包 装 品	1 3 3
ユニタイズ貨物 有 姿 貨 物 撒 貨 物	6 6

(注) 本料金は、1 はしけ内のはしけ内荷捌要員が、一般包装品にあっては2名、その他の貨物にあっては1名の場合に適用し、それぞれの人員が1名増す毎に1名につき66円増しとします。

なお、本料金には、港湾荷役料金（船内荷役料金）に係る所定の割増料金を準用します。

4. 滞 船 料 金

積載貨物トン数1トン1日につき145円とします。

ただし、本料金は貨物の積荷役日を含め4日間以内にはしけ運送が完了（はしけ繫留場所に揚荷役を完了して帰着するまで）しない場合に積荷役日から起算して5日目以降当該はしけ運送が完了するまでの間に適用します。

5. 最 低 料 金

本料金は、1 運送の引受量が100トンに満たない場合に適用し、当該引受量が100トンに満たない場合は、100トン分とします。

6. 分 担 金 等

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律）1トンにつき 4 円
(2) 労 働 安 定 基 金	各貨物（一律）1トンにつき 3 円 5 0 銭

7. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に 3 % を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方メートルをもって 1 トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも 20 フィート型は 1 個当たり 32 トン、40 フィート型は 1 個当たり 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

9. そ の 他

- (1) 特殊貨物（海難貨物、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等）、及び特殊運送（荒・雨・雪天時運送、防波堤外運送）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、はしけ封印を行った場合及びはしけ敷物等の特別の資材を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

輸 出 貨 物 船 積 料 金 表

I. 適 用 範 囲

この輸出貨物船積料金は、輸出貨物（個品運送貨物に限る。）の上屋入れより本船船側までの港湾運送を一貫して行う場合に適用します。

なお、本料金には、船積みに係る事務処理業務を含みます。

II. 料 金 の 種 類 及 び 適 用 方

1. 基 本 料 金

(1) 上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合及び直背後上屋入れより接岸本船積の場合

(1 トンにつき 単位円)

品 目			金 額	
			上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合	直背後上屋入れより接岸本船積の場合
ユニ タ貨 イ ズ物	パ レ タ イ ズ 貨 物		4, 7 0 1	3, 4 4 3
	ノ ッ ク ダ ウ ン 自 動 車 ・ 完成車(重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)		4, 3 0 6	3, 0 4 8
包 装 品	袋 物 (紙・ビニール入りのもの)		6, 0 2 3	4, 7 6 5
	ベ ー ル 物		5, 7 3 5	4, 4 7 7
	カートン	雑 貨 類	6, 0 6 0	4, 8 0 2
	ケ ー ス	機 械 類(1個当り5トン未満のもの)		
	クレート	機 械 類(1個当り5トン以上のもの)	5, 5 9 6	4, 3 3 8
有貨 姿物	タ イ ヤ		4, 9 7 1	3, 7 1 3
	鋼 材	一 般 鋼 材 (口径12インチ未満の鋼管含む)	5, 4 6 2	4, 2 0 4

(注) (1) 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下5%以内の金額を基本料金とすることができるものとします。

(2) 上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合については、本料金のほかに、はしけ運送料金中のはしけ内荷捌料金を申し受けます。

(2) 営業倉庫河岸はしけ受けより、本船積の場合

(1 トンにつき 単位円)

品 目	金 額
織 維 製 品	3, 1 6 1
化学合成繊維 (原料)	2, 9 8 7
缶 詰	3, 1 6 1

(注) (1) 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下 5 % 以内の金額を基本料金とすることができるものとします。

(2) 本料金が適用される場合については、本料金のほかに、はしけ運送料金中のはしけ内荷捌料金を申し受けます。

(3) 上屋入れよりバンニングの上、CY渡しの場合

(1 トンにつき 単位円)

品 目	金 額
袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	5, 5 2 0
雑貨類・機械類 (1 個当り 5 トン未満のもの) 及びこれらに類似した作業能率のもの	5, 4 8 0
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類 (1 個当り 5 トン以上のもの) 及びこれらに類似した作業能率のもの	4, 6 3 2

(注) (1) 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下 5 % 以内の金額を基本料金とすることができるものとします。

(2) 本料金は貨物の上屋入れからバンニングまでの料金であり、CYまでのドレイエージ作業の費用及びバンニング時のラッシング作業の費用については、本料金のほかに実費を申し受けます。

(4) 作 業 範 囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

① 上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合

輸出貨物を上屋戸前で受け・はしけ積みし、本船船側へ運送するまでの作業

② 直背後上屋入れより接岸本船積の場合

輸出貨物を本船直背後上屋戸前で受け、接岸本船船側へ移送するまでの作業

③ 営業倉庫河岸はしけ受けより本船積の場合

輸出貨物を営業倉庫河岸ではしけ受けし、本船船側へ運送するまでの作業

④ 上屋入れよりバンニングの上C Y渡しの場合

輸出貨物を上屋（コンテナフレートステーションを含む）戸前で受け、バンニングの上C Yへ移送するまでの作業

(5) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 最低料金

本料金は、1 件の請求金額が当該貨物に係る基本料金の 1 トン分に満たない場合に適用し、1 件の請求額が 1 トン分に満たない場合は、1 トン分とします。

3. 分担金等

区 分	金 額			
	上屋入れよりはしけ 取り・本船積の場合	直背後上屋入れより 接岸本船積の場合	営業倉庫河岸はしけ 受けより本船積の場合	上屋入れよりバンニング の上C Y渡しの場合
(1) 港湾福利分担金	9 円 2 0 銭	5 円 2 0 銭	4 円 8 0 銭	4 円 8 0 銭
(2) 港湾労働法関係付加金	1 円 5 0 銭	1 円 5 0 銭	—	1 円 5 0 銭
(3) 労働安定基金	8 円 0 5 銭	4 円 5 5 銭	4 円 2 0 銭	4 円 2 0 銭

4. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に 3 % を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

5. 料 金 の 計 算 方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

6. そ の 他

- (1) 本料金を適用する作業において、半夜、土曜日及び日曜日・祝祭日に作業を行った場合は、当港で適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）、はしけ運送料金及び検数料金におけるそれぞれの割増率を乗じて得た金額を別途加算し、申し受けます。
- (2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 次の費用については実費を申し受けます。
 - ① 航路別（方面別）優先使用方式による公共埠頭の公共上屋に搬入された貨物を、当該埠頭内において、搬入上屋直前バース以外のバースに接岸した本船まで横持ちする場合の横持ち費用
 - ② 上屋入れよりバンニングの上C Y渡しの場合のC Yまでのドレイエージの費用及びバンニング時のラッシングの費用
 - ③ 委託者の要求により、小量貨物につき、特にはしけを使用した場合の費用
 - ④ 委託者の要求により、貨物の荷造、改造、補修及び荷印の刷り込み等を行った費用
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。